

(株) エコシティ宇都宮の補助金返還を巡る不当利得返還請求事件の
最高裁判所の判決に対するコメント

2021年3月5日(金)

衆議院議員 福田昭夫

2021年3月2日(火)最高裁判所で、栃木県(福田富一知事)が国を訴えた国庫補助金の不当利得返還請求事件の判決があった。林道晴裁判長は、「補助金の返還は適法である」として、県の訴えを認めて国に全額返還を命じた一審、二審判決を取り消し、県の請求を棄却した。栃木県は、(株)エコシティ宇都宮に係る3件の裁判の最後の最後で、異例の逆転敗訴となった。

福田富一知事が総監督、元地区後援会長が現場監督、元栃木県建設業協会会長が現場監督補佐で推進してきた、知事肝煎の事業で、結果として知事は元後援会長や元建設業協会会長の代わりに、栃木県民の血税で約1億9,600万円もの大金を国に返還した事になる。

それにもかかわらず、これまで知事から何の説明もなければ誰一人責任を取っていない。

今般の最高裁判決は、補助金の返還は「不動産の目的外使用であり適法だ」としているが、(株)エコシティ宇都宮には、補助金返還裁判で隠されてしまった県民に知られたくない不都合な事実が多数あった事を忘れてはならない。

宇都宮市の生ごみ堆肥化事業は、2004年3月、福田富一宇都宮市長(当時)が自分の地区後援会長の会社(株)エコシティ宇都宮一社に委託してスタートさせた。

2005年には、栃木県知事として、県がバイオマスの利活用の推進を図る為の資金に充当させる補助金の交付を実施することを決めて、(株)エコシティ宇都宮が国庫補助金を受けられるように便宜を図った。

しかしながら、堆肥化事業はわずか半年で機械は動かなくなり失敗した。約 2 億 6,000 万円の国庫補助金と 8 億 2,000 万円の銀行融資（約 6,500 万円は競売で回収された）、計 10 億 8,000 万円の貴重な資金が露と消えた。加えて（株）エコシティ宇都宮は、国の許可を得て、稼働しない施設・設備を改修するために F 重工から受領した補償金約 3 億 2,000 万円のうち、約 2 億 7,000 万円の所得隠しをして、そのうち約 2 億 3,000 万円を韓国に送金した。

当時の韓国のエレベーター設計会社・ブーフン社に 3,000 万円、ブーフン社の総務部長と称する A 氏に約 2 億円弱が送金されたと言われている。その資金も輸入したと言われる機械もいまだに行方不明のままとなっている。

福田富一知事は、元地区後援会長と二人三脚で推進してきた（株）エコシティ宇都宮の堆肥化事業で、栃木県の財政に大きな損害を与えた。県民の絶大な信頼を裏切った知事の責任は限りなく重い。知事も 5 期目に入り総仕上げの時期に入っている訳だから、県民の皆さんに（株）エコシティ宇都宮事件の真相について説明する責任があるのではないのでしょうか。

福田富一知事も佐藤栄一宇都宮市長も（株）エコシティ宇都宮が F 重工から約 3 億 2,000 万円受領した事を知っていた筈なのに、何故急いで国庫補助金を返納してしまったのか。

本来なら、（株）エコシティ宇都宮から宇都宮市へ、宇都宮市から栃木県へ国庫補助金が返納されてから国へ返納するところであるが、なぜそうしなかったのか。

そうすれば県に損害を与えることはなかったのではないか。大きな疑問です。

今後、福田富一知事が、元地区後援会長と元県建設業協会会長等の代わりに国へ返納した 1 億 9,600 万円の責任をどう取るのか。県民に対してどのように説明責任を果たし、出处進退を含めてどう判断されるのか暫く注目しています。